

議案第100号

川崎市平和無防備都市条例の制定について

平成20年7月2日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による川崎市平和無防備都市条例の制定の請求を受理したので、同条第3項の規定により、次のとおり意見を付けて付議する。

平成20年 7 月 22日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市平和無防備都市条例

【前文】すべての人は、平和のうちに生存する権利を有しています。いかなる場合でも、その意に反して戦争や武力行使に協力させられたり、権利を奪われたりすることは許されません。二度と戦争をしないと誓った我が国は、日本国憲法の前文で、「日本国民」が「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないようにすること」、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意しました。そして、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」し、「日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成すること」を誓っています。第9条では、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄」し、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と宣言しています。国際人道法である「ジュネーブ諸条約第一

追加議定書」は、戦時下における民間人の保護強化を目的に制定されました。その第59条において、紛争当事国の適当な当局が「無防備地域宣言」をした地域へのいかなる武力行使も禁じられ、軍民を分離することが義務づけられています。住民の生命と財産を守ることは地方自治体の最大の責務です。本市は、1982年6月に都道府県・政令指定都市として最初の「核兵器廃絶平和都市宣言」を行いました。川崎市は平和都市になることをあらためて決意したのです。本条例は、その理念を発展させて、住民の平和と安全を守ることを目的に、平時から軍隊の無い非武装・無防備の都市づくりを進めるものです。川崎市には多くの国籍を持つ住民が共に生き、多文化共生のまちづくりを進めています。あってはならない有事の際には戦争非協力、戦争不参加の「無防備地域」を宣言し、日本国憲法、国際人道法、に基づき、国籍の区別無く川崎市に住むすべての人々が平和に生きる「平和友好都市」を住民の手によって実現するために制定します。

【目的】

第1条 この条例は、日本国憲法の平和主義の理念、わが国の国是である非核三原則、ジュネーブ諸条約などの国際人道法の諸原則、および地方自治の本旨に基づき、川崎市がとるべき施策および行うべき事務について規定し、平和を守るための川崎市の責務を明確にすることにより住民の生命と財産を守ることを目的とする。

【平和的生存権の保障】

第2条 国籍を問わず、川崎市に居住する全ての人は平和のうちに生存する権利を有する。

2 川崎市に居住するすべての人は、戦時のみならず平時からその意に反して軍事活動を目的とした権利の制約や財産権の侵害、自然および文化環境の破壊を受けることはない。

【平和なまちづくり基本計画】

第3条 この条例の目的を達成するため、川崎市平和なまちづくり基本計画を策定する。

- 2 前項の計画を策定するため、平和なまちづくり推進委員会を設置する。
- 3 本委員会の委員は、住民、学識経験者からの公募により選任する。

【市の責務】

第4条 川崎市は戦争に関する一切の事務を行わない。

- 2 川崎市は、将来にわたって軍事施設の建設や徴兵及び戦争のための徴用など、戦争ならびに武力行使に協力するための事務、業務は一切行わない。
- 3 川崎市は軍事施設の撤去・廃止に努める。
- 4 川崎市は自衛官の募集に関する事務を行わない

【非核非軍事政策】

第5条 川崎市は、すべての核保有国に対し核兵器の廃絶と軍縮を求め、非核三原則を遵守し、核兵器及びすべての兵器・軍事物資の製造・配備・貯蔵および、川崎市域への持ち込み・飛来・通過を拒否する。

【平和事業の推進】

第6条 戦争の防止と世界平和の実現のために、各号の事業を実施する。

- (1) 戦争に反対する平和意識・国際人道法の普及・宣伝
- (2) 世界諸都市との平和友好都市づくりをすすめる。
- (3) 学校教育および生涯教育、市民教育の場での平和教育の充実、推進。
- (4) 平和の確立および推進のために自主的に行われる市民活動に対する支援。
- (5) 「旧陸軍登戸研究所」他の戦争関連事跡の調査、保存、公開に努め、必要な支援を行う。
- (6) その他、本条例の主旨に沿う平和のための事業を行う。

【国際人道法の積極的活用】

第7条 川崎市は、第1条の目的を達成するために、ジュネーブ諸条約第一追加議定書第48条の「軍民分離原則」、第58条の「攻撃の影響に対する予防措置」および第59条に定義する「無防備地域」の要件を満たすよう不断に努めなければならない。

2 川崎市は、戦時あるいはその恐れが明白な時、住民の生命と財産を守るため、ジュネーブ諸条約第一追加議定書第59条の規定に基づき、「無防備地域宣言」をおこない、日本国政府及び関係当事国に通告する。

【条例の施行細則】

第8条 本条例の施行に必要な事項は、別途規則で定める。

【付則】

- 1 本条例は、公布の日から施行する。
- 2 本条例は、公布後すみやかに全国の自治体、ならびに翻訳文を付けて、国際連合、国際連合加盟国、赤十字国際委員会、に送付する。